



2024年2月14日

各 位

| | |
|-------------|---------------------------|
| 会 社 名 | J ト ラ ス ト 株 式 会 社 |
| 代 表 者 名 | 代 表 取 締 役 社 長 藤 澤 信 義 |
| (コ ー ド | 8 5 0 8 ス タ ン ダ ー ド 市 場) |
| 問 い 合 わ せ 先 | 執 行 役 員 経 理 部 長 小 田 克 幸 |
| 電 話 番 号 | 0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0 |

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「GL」といいます。）への対応につきまして、これまで継続して開示を行ってきているところですが、以下の進展がありましたので、お知らせいたします。

記

2020年9月18日及び同年10月9日にお知らせしておりますように、GLは、タイの民事裁判所において、当社、JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「Jトラストアジア」といいます。）、及び当社取締役2名を被告として、不法行為に基づいて、総額9,130百万タイバーツ（約38,346百万円 1タイバーツ=4.2円で換算）の損害賠償を求める訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）を提起しております。GLは、本件訴訟において、Jトラストアジアが、当社及びその他の被告の指示に基づき、GLとJトラストアジアの間の転換社債契約を取り消し、また、タイ及びシンガポールにおいて悪意をもって訴訟を提起して、GLに損害を与えたなどと主張しておりました。

本件訴訟につきましては、2024年2月13日、タイの民事裁判所による判決の言渡しがあり、GLの請求は全て棄却されました。また、民事裁判所は、GLに対して、被告らに訴訟費用及び弁護士費用を支払うよう命じております。

本判決による当社業績への影響はありません。

今後、更なる進展があり次第、改めて開示させていただく予定です。

以 上